

ガス契約内容のお知らせのイメージ

〒343-XXXX
埼玉県越谷市〇〇〇〇

発行日 20XX年01月01日

〇〇 〇〇 様

00002#



(社用コード: 30000000000)

東京ガス株式会社 登録番号:A0020
〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20
[差出人(担当)] (発送代行(簿電算システム))
〒116-0003
東京都荒川区南千住3-13-1
東京ガス千住ビルA館3階
東京ガス広域お客さまセンター

ガス契約内容のお知らせ

下記のご契約情報、重要事項説明書およびその他本紙記載内容の全てをご確認の上、大切に保管してください。

供給地点特定番号	3111111XXXX000001	お客さま番号	3111-111-XXXX
契約年月日	20XX/12/01	需給開始日	20XX/12/01
料金メニュー	ずっともガス〇〇地区・セット	お支払方法	原則として、口座振替またはクレジットカードのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
基準検針日	25日	ガス導管網エリア	〇〇地区
myTOKYOGAS 会員情報	毎月の使用量や請求金額は、東京ガスのウェブ会員サービス「myTOKYOGAS」のマイページからご確認ください。 書面での請求明細の発行(有償)を希望されたお客さまもご利用いただくことができます。 「myTOKYOGAS」のログインにはIDとパスワードが必要です。 初期ID: (例) 1234567890 初期パスワード: (例) abcde1234		
その他の 特記事項	・お客さまがガスを安全にお使いいただけるよう、ご利用開始日以降お客さまお立合いのもと、ガス機器の点検調査にお伺いさせていただきます。ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。		
契約担当者			



マイ東京ガス 検索
ログインはこちら

【ご一読いただいた上で、大切に保管してください】

- このたびは、東京ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。
お申込みいただきました上記のガス契約が成立しましたのでご案内いたします。なお、お心当たりがない場合は、当社お問い合わせ先までご連絡ください。
- 変更および解約時のご注意事項
- 本契約を需給開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約あるいは他の個別約款のお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
 - 本契約の需給開始日から1年未満に他の個別約款等への変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。
- ガス使用量の算定
- 当社は、原則として、託送供給約款に定める検針日の翌日から今回の検針日までの期間を料金算定期間とし、託送供給約款に定めるところにより検針および算定されたガス量にて、ガス使用量を算定します。
- ガス料金の計算方法など
- ご契約いただく「料金メニュー」は、需要場所の地区に適用される「ずっともガス契約」または「ずっともガス温水暖房契約」となります。
 - 当社は、料金算定期間(1か月)ごとのガス使用量に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。
 - ガス料金は「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。
 - 新たなガスの使用開始や解約等により料金算定期間が29日以下または36日以上となる場合や定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となる場合には、基本料金を日割計算してガス料金を計算します。
 - 当社は、当該料金算定期間のガス使用量とガス料金について、原則として、「myTOKYOGAS」を通じてお客さまにお知らせします。
 - 料金単価や料金計算方法等の詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- ガス料金のお支払い方法およびお支払時期など
- お支払い方法は「口座振替」または「クレジットカード払い」とします。ただし、お客さまの指定する口座の設定が初回の支払期限日までに間に合わない場合など、当社がやむを得ないと判断した場合は、「払込書」によるお支払いが可能です。
 - お支払時期は、以下の通りとします。
 - 口座振替…原則として定例検針日の翌月の27日。
 - クレジットカード…カード会社により異なる日(原則としてカードご利用日は定例検針日の翌月の15日)。
 - 払込書…原則として定例検針日以降に計算する料金の確定日(請求日)の翌日から起算して30日以内にお客さまがコンビニエンスストア等で払込みを行う日。
 - ガス基本約款等に定める「請求明細書面」の発行手数料は110円(税込)/月、「払込書」の発行手数料は165円(税込)/月とし、ガス料金とあわせて請求します。
 - お支払いいただく期限日(以下、「支払期限日」)は、料金確定日(請求日)の翌日から起算して30日目とし、当該30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。